

令和2年度 第14回春日市教育委員会定例会 議事録

1 開会及び閉会に関する事項

① 日 時 令和3年3月26日(金)

開会 午前9時

閉会 午前10時23分

② 場 所 春日市役所4階405会議室

2 出席委員の氏名

教 育 長	扇 弘 行
委 員	魚 屋 けい子
委 員	谷 康 浩
委 員	安 本 誠 一
委 員	染 原 レイ子

3 委員を除き会議に出席した者の職氏名

教 育 部 長	神 田 芳 樹
教 務 課 長	藤 井 謙一郎
学校教育課長	今 福 保 幸
地域教育課長	三 丸 瑞 恵
地域教育課主幹	市 場 結 実
文化財課長	高 田 勘 治
教務課統括係長	井 本 正 美
教務課統括係長	長 崎 慶 人
教務課主査	佐 藤 嘉 晃
教務課主任	林 由 梨奈

4 議事の概要

別 紙

午前9時 開会

【第1 会議録署名委員の指名】

○扇教育長

委員全員出席です。ただいまから令和2年度第14回春日市教育委員会議定例会を始めます。

始めに、会議録署名委員の指名を行います。染原委員を指名いたします。

【第2 議案】

(1) 第30号議案 春日市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

○扇教育長

第30号議案、春日市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

○藤井教務課長

第30号議案、春日市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

提案理由でございます。令和3年4月から福祉支援部子育て支援課で特別支援教育に関する事務の一部を補助執行することに伴い、学校教育課の分掌事務を変更する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

資料の2ページでございます。1月の定例教育委員会議で、第21号議案として春日市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議について、御議決いただいておりますが、令和3年度に設置される子ども発達支援室において、教育委員会学校教育課が所掌する特別支援教育に関する事務の一部を市長事務部局の福祉支援部子育て支援課で補助執行いたします。これに伴いまして、学校教育課の分掌事務について所要の規定の整備を図るものでございます。

改正の内容でございますが、4ページの新旧対照表を御覧ください。

学校教育課学校教育担当の分掌事務のうち、現行の「9 特別支援教育に関すること。」について、改正後は、「9 特別支援教育に関すること（学校内における特別支援教育に関すること並びに特別支援学級及び通級指導教室の入退級の決定、特別支援学校の入学に係る意見の送付の決定並びに通級指導教室の運営の方針の決定に関することに限る。）」とし、学校教育課に残す事務を明記した形に改めます。

これは、現行、特別支援教育に関すること全般について学校教育課が対応しているものを、改正後につきましては特別支援教育に関することのうち、ここに記載している部分に限って学校教育課が事務を行うこととするという改正でございます。

この規則の施行日は、令和3年4月1日でございます。第30号議案の説明は以上です。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。何か質疑はございますか。

よろしいでしょうか。それでは、第30号議案、春日市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第30号議案、春日市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(2) 第31号議案 春日市立学校におけるハラスメントの防止等に関する規程の制定について

○扇教育長

第31号議案、春日市立学校におけるハラスメントの防止等に関する規程の制定について、事務局から説明をお願いします。

○藤井教務課長

第31号議案、春日市立学校におけるハラスメントの防止等に関する規程の制定についてでございます。

提案理由でございます。労働施策の総合的推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等が改正されたこと等に伴い、学校におけるパワーハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止等に関して所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

改正の内容でございます。春日市教育委員会におきましては、これまでセクシュアルハラスメントに特化した春日市立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程を明文化し、対応してきたものでありますが、第2条、9ページの別表に記載しております人事院規則で定めるところのパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及

び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等の防止等について規定しております。

また、第6条に明記しておりますとおり、ハラスメントに関する被害の申出及び苦情相談に対応するための措置について規定したものでございます。

これまでもハラスメント関連の事案対応につきましては、相談者に十分配慮しながら、相談したことで不利益となることがないように、慎重かつ迅速に対応してきたところでございます。

春日市立学校ハラスメントの防止等に関する規程を制定することで、市教委や学校がどのようにハラスメントの対応を行うのか、また、被害の相談や申出をどうすればよいのかを示したものであります。

この第2条にハラスメントの定義をしておりますが、これに限らず、ハラスメント全般においても同様の対応が求められるものと考えておりますので、本規程を制定後も引き続きハラスメント事案発生への予防に向けた取組、ハラスメント事案発生時の慎重かつ迅速な対応、被害者、相談者に寄り添った対応に努めてまいります。第31号議案についての説明は以上でございます。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。何か質疑はございますか。

○安本委員

これは春日市立学校全体の規程ですが、第3条で所属長とありますが、学校の教員であれば、例えば校長先生ですか。

○藤井教務課長

学校長です。

○安本委員

事務職員の場合は、事務部長のような職の方になるのでしょうか。

○藤井教務課長

基本的に学校に勤務する者については、第一には学校長の方で管理していただくようになっております。

○安本委員

第3条で、(3)に「ハラスメントが行われた場合においては、直ちに春日市教育委員会に報告すること。」と規定があります。

これは、もし相談をされて、校長先生がこれはハラスメントとは違うということになれ

ば、そこで終わってしまう感じになります。

○藤井教務課長

このハラスメントの対応については、様々な場合が想定されると思います。基本的には学校長の方で聴き取り等をしていただくところではありますが、教育委員会事務局が出向いで聴き取りが必要となる場合も想定しておりますので、必ずしも学校長で完結させてしまうということではなく、まずはハラスメントの被害を受けている方の状況を改善することが第一義的かと思っておりますので、学校の方で確認したものと、本人が訴えているもの、それによって改善したというふうに本人が認めない場合については、引き続き事案の解消に向けて学校と協力しながら教育委員会も関わりながら進めていくものと考えております。

○安本委員

おっしゃるとおりだと思いますが、例えば、第3条の第3号で、「行われた場合に直ちに報告すること」と書いてあれば、もし認定されなければ学校としては報告する義務がないと思ってしまう規定の書き方だと思います。

つまり、相談があったら、認定されようが、されまいが、やはり教育委員会の方に報告する義務があるという書き方にしておいた方がよいのではないかと感じたところです。

認定されれば教育委員会に報告があつて、解決されればそれでいいですが、例えば未解決の場合には、第6条の相談窓口に入ってくるという流れだと思います。その流れの図を描いてみると最終的には苦情処理委員会まで行くようになっていきますけれども、相談者というのは所属長に相談するパターンと第6条の相談窓口も相談者に開放されていますので、ルートが二つあります。

教育委員会の方に相談すると苦情処理委員会まで最終的にいきますけれども、所属長に相談をして、もしハラスメントではないと所属長が判断した場合には条文を読むと逃げ道がないです。

第3号で「ハラスメントが行われた」と認定されないと、教育委員会には報告が上がってこないような規定の書き方になっています。もし、校長先生がこれはハラスメントではないと判断すると終わってしまうような規定です。教育委員会には報告が上がってこないのです。

これは、相談があれば必ず教育委員会に報告するような規定の書き方にしておいた方がいいのではないかと思います。相談するということは、相談者が何か心に思つて、これはハラスメントではないのかと相談するぐらいですから、それはやはり教育委員会の方に報告をして、教育委員会と現場で考えるような規定の書き方にした方がいいのではないかと思います。

○藤井教務課長

ただいま御意見をいただきましたように、学校の判断で終結したという形になってしまうと、相談者にとっては何の解決にもつながっていないと思います。相談者が相談窓口を通して相談できないとなると、引き続き本人の環境は変わらずに勤務を続けることになるかと思えます。

ただいまのご意見については、相談があった場合にはそれがハラスメントであるか否か判断されたものも含めて、教育委員会の方に報告を上げていただく形にすることで、情報も共有することが必要であると考えます。

○神田教育部長

今話を聞きますと、この規定の中で安本委員が言われるいわゆる職責上のラインですが、第3条は所属長としての仕事、第4条は職員の責務ということですから、職員としてもライン上、つまり職責上のものです。それ以外に第6条で個人として訴えたい、相談したいというものがあると思いますが、今お聞きした部分で思いましたのが、第4条がライン上と考えますと、第4条第3項に、「職員は、職場でハラスメントが行われた場合、現に行われている場合又は行われるおそれがあると認める場合は、直ちにその旨を所属長等に報告しなければならない。」ということで、ここをどう捉えるかというのはあると思えます。

職場で行われたということは、当然他人も自分もということであれば、例えば、第3条第3号で、「ハラスメントが行われた場合」というところを、「第4条第3項の報告があったとき」というふうにすれば、ライン上でつながっていくと思えます。御検討いただければと思います。

○藤井教務課長

ただいま部長が申しました部分をこの規程に反映した形で修正させていただければと思いますが、この教育委員会議の中で御議決いただく必要がございますので、現在はこの文言の中に溶け込んでおりませんが、そういった意図になるような形で修正させていただいた分で、御議決いただくということで御提案させていただいてよろしいでしょうか。

○安本委員

私が今質問した内容は、皆さんそれで納得されるのでしょうか。これは私の私見なので。

○神田教育部長

法制上はストレートに、第4条に報告がありますから、「行われた場合（含む）」とすると、第4条第3項には様々なケースがありますので、「行われるおそれ」も含めて職員から何らかの報告があった場合に、法制上の表現でいきますと、「第4条第3項の報告」とすると、第4条第3項の報告が全て含まれますので、「第4条第3項の報告を受けたと

きは、直ちに教育委員会に報告する。」とすると、そもそも第3条は所属長の仕事ですから。

○谷委員

所属長に相談してしまうと、そこで潰される心配があるということをおられるのですよね。そこで、結局校長先生でしょうから、校長先生が違うと言われれば終わってしまうので、そうではなくて、相談窓口に来たものは全て審議するという形にする。

○安本委員

潰される心配というのではなくて、校長先生によって多分考え方が違うと思うのです。それは一人で判断するのではなくて、相談があったら何かしら職員とか教員の先生が不安に思っているんじゃないか。それをもう少し大きな枠組で議論するべきではないか。

相談があったということは、いじめと一緒に、あれはいじめであるとかいじめではないとか、一人の人が狭い空間で議論するのではなくて、相談があったら少し大きなところに持って行って、みんなで議論した方がいいのではないか。

つまり、第3条の第2号に「職員からハラスメントに関する相談を受けた場合」には、これは報告した方がいいのではないか。部長が言われるように第4条でもいいですけども、相談があったという事実をやはり上の組織に上げていた方がいいのではないか。

そこで、例えば学校で解決したのであれば、解決した結論も教育委員会に上げて、こういう事案でこういうことで解決したというのを上の組織で認識していた方がいいのではないか。

○谷委員

学校が学校の中だけで収めるのではなくてということですね。

○安本委員

隠すとか、潰すとかいう概念ではなくて。条文を読んだ時にその逃げ道がないので。

○神田教育部長

改めて提案してよろしいですか。

今の御意見は、そのラインにおいてそれぞれが職責を果たすというのは当然であって、そこを疑っておられるわけではないけれども、実際にそのハラスメントというものに対する認識のずれについて、要するにセーフティネットという意味で漏れなどがあってはいけないということなので、教育委員会として把握できるようにということで、一つの案として、先ほど第4条第3項の報告と言いましたけれども、先ほど委員が言われたように、第3条第2号の相談もあるということであれば、「前号の相談又は第4条第3項の報告が

あったときは」とすれば、全て網羅されると思います。

要は、相談があったり、他の受けていない職員があっただと報告があったり、それがちゃんと教育委員会に報告を入れてくださいということで、そうすると教育委員会も事案が把握できますので。

これは、どちらかという、ハラスメントの防止等ということですから、職場環境という意味でのセーフティネットという視点であれば、そういうところまで広げてもいいのではないかと御提案をさせていただきたいと思います。

○安本委員

例えば想定されるのが、小学校や中学校でそれはハラスメントではないという結論になって、その報告が教育委員会に上がっていれば、相談者がハラスメントであると第6条で相談したとしても、教育委員会はそういう事実を知っているので、流れるに対応しやすいのではないかと。

条文を読んでいて、第3条の第3号はルートが抜けているのではないかと感じました。

○神田教育部長

第3条第3号の「ハラスメントが行われた場合においては、」の部分について、「前号の相談又は次条第3項の報告があったときは、」とします。「前号」ですから、一つ上の第2号の中に「相談」があります。「又は」というのは、両方あった場合も、片方だけの場合も全て含みますから、「及び」とすると、両方揃わないといけないという読み方をされてしまうので。「次条」というのは、第3条の次が第4条なので、第4条と書かずに次条と書いています。7ページの第4条の第3項の中に「報告」という言葉がありますので、この「報告があったとき」はとしています。「とき」は、瞬間の「時」ではなくて、平仮名の場合は、「場合」と同義です。

今の御議論を整理すると、こういうふうになるのではないかと思います。

○扇教育長

このように部長にまとめていただきましたけれども、これだと全て入りますよね。

○安本委員

そうですね。フローチャートのルートがつながるのでいいと思います。

○扇教育長

それでは、そのように置き換えて先に進めてよろしいでしょうか。

○染原委員

同じ6ページの第2条第2号に「職員 学校に勤務する全ての職員」とありますが、全ての職員の中に所属長は入らないですね。所属長自身が職員に対してハラスメントをした場合は、それはどこのルートになりますか。

○藤井教務課長

職員に所属長も含まれます。所属長自身が、自分がハラスメントを受けたと訴える場合。

○染原委員

所属長が職員に対して何らかのハラスメントを行った場合というのは、今まであったと思いますが、そこは職員はどのように処理していけばよろしいでしょうか。

○藤井教務課長

ハラスメントの当事者である所属長に相談することはできないと思いますので、その場合は教育委員会事務局で対応させていただくことになろうかと思います。

○染原委員

直接訴えることになりますか。それはどこに書いてありますか。

○安本委員

おそらく第6条の相談窓口のルートになると思います。

○染原委員

直接ということですね。分かりました。

○藤井教務課長

それから第3条の中に「所属長その他管理監督の任にある者」とありますので、校長が難しければ、副校長又は教頭等にも相談するルートはあると思います。

○扇教育長

よろしいでしょうか。それでは、第31号議案、春日市立学校におけるハラスメントの防止等に関する規程の制定について、第3条第3号の「ハラスメントが行われた場合においては、」の部分「前号の相談又は次条第3項の報告があったときは、」に置き換えるという修正をもって、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第31号議案、春日市立学校におけるハラスメントの防止等に関する規程の制定について、内容を修正の上、全員賛成をもって可決いたしました。

(3) 第32号議案 春日市教育委員会後援等に関する要綱の一部を改正する告示の制定について

○扇教育長

第32号議案、春日市教育委員会後援等に関する要綱の一部を改正する告示の制定について、事務局から説明をお願いします。

○藤井教務課長

第32号議案、春日市教育委員会後援等に関する要綱の一部を改正する告示の制定についてでございます。

提案理由でございます。市の申請書等における押印義務付けの見直しに関する基準に基づき、申請時及び事業報告時の代表者の押印を廃止するため、後援申請の様式を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

内容につきましては、ただいま提案理由で説明させていただきましたとおりでございますが、教育委員会関連の申請書等で押印が義務付けられているものが36件ございます。地方自治法により押印が義務付けられている契約書や春日市財務規則に定められている請求書などにつきましては、押印義務付け廃止の対象外文書となっておりますが、引き続き、市民の利便性向上や行政手続の簡素化のため、申請書等の文書における押印の義務付けの見直しを進めてまいります。第32号議案の説明は以上でございます。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。何か質疑はございますか。

よろしいでしょうか。それでは、第32号議案、春日市教育委員会後援等に関する要綱の一部を改正する告示の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第32号議案、春日市教育委員会後援等に関する要綱

の一部を改正する告示の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(4) 第33号議案 社会教育委員の解嘱について

○扇教育長

第33号議案、社会教育委員の解嘱についてでございますが、この議案は、内容上、人事に関する事項に該当しますので、春日市教育委員会会議公開規則第4条の規定に基づき、非公開としたいと思っております。

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。第33号議案を非公開とすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成により、第33号議案は非公開とします。それでは、第33号議案は後ほど審議いたします。

【第3 報告事項】

(1) 教育長報告

○扇教育長

昨日、8時から臨時校長会を行いまして、内示を行いました。私からの報告は以上です。

(2) 教育委員報告

○扇教育長

委員さんから何か報告はございますか。

○安本委員

2月17日に文部科学省の市町村教育委員会オンライン協議会がありまして、私が市役所の6階で全国の教育委員会のオンラインの会議に参加しました。

教育の情報化についてといじめ・不登校支援についての二つの分科会に出ましたけれど

も、いじめ・不登校支援の分科会では私を含めて5県の参加者がいましたが、どこの教育委員会もいじめよりも不登校の方が大変みたいで、春日市の不登校対策の取組について話すと非常に興味を持ってくださっていました。

それともう一つが、コロナ禍のICT、コロナ禍のZoomを使った講義とか、そういう分科会に出ましたけれども、教育長が作られた各小中学校の実践例の冊子がありました。あの冊子について話しました。そうすると、非常に興味を持った教育委員会の方がおられて、それも春日市のZoomを使ったICTの教育を見てみたいとおっしゃっていました。あのような冊子を作っているのは他にはなかったので紹介させていただきました。以上です。

○扇教育長

冊子については、コピーその他を使って製本をして、教育委員さんにもお配りしようと思います。

来年度はいよいよ授業の中で、タブレット等を使った実践例を報告してもらおうようにしております。各学校からかなり出てくるものと考えています。

○安本委員

教育委員会議の中で、Zoomの授業風景を見させていただきました。あの話をしたら、そんなにすぐにできたのですかという感じでしたので、できていましたと言ったら驚かれています。

(3) 事務局報告

事務局報告 ア 令和2年度教育費補正予算（3月補正）について

○扇教育長

令和2年度教育費補正予算、3月補正について事務局から報告をお願いします。

○藤井教務課長

令和2年度教育費補正予算、3月補正についてでございます。お手元の資料の19ページからの令和2年度教育費関連補正予算集計表（3月補正）を御覧ください。

1月22日に開催いたしました教育委員会議において御説明申し上げておりました歳入歳出の補正予算案件につきまして、3月議会において議決いただいておりますので御報告いたします。1月の教育委員会説明時と補正予算額に変更が生じたものにつきまして、説明いたします。

19ページの歳入に係る変更点でございます。

まず、教務課関連で、15款2項4目1節小学校費国庫補助金の学校施設環境改善交付金（繰越分）でございます。説明時から9,803,000円増額の理由です。大谷小学校の大規模改修工事に係るものにつきまして、国の令和2年度予算において学校施設環境改善交付金が採択されたもの、また採択される見込みであったことから、当該事業に係る歳入予算を令和3年度から令和2年度に前倒して計上し、令和3年度へ繰り越すものとして1月22日の教育委員会議において増額補正の説明をしておりましたが、2月16日付けの文部科学省から令和2年度学校施設環境改善交付金の内定通知による内定額には、教育委員会説明時に算定しておりました交付金額に加算金が付されていたことから歳入補正予算を増額変更したものでございます。

次に、15款2項4目2節中学校費国庫補助金の学校施設環境改善交付金（繰越分）でございます。説明時から13,467,000円増額の理由ですが、春日南中学校の大規模改修工事に係るものにつきまして、同様に学校施設環境改善交付金の内定通知を2月16日に受けましたが、内定額には、教育委員会説明時に算定しておりました交付金額に加算金が付されていたことから歳入補正予算を増額変更したものでございます。

教務課関連の歳入については以上です。

○今福学校教育課長

学校教育課につきましても、第19号議案の3月補正予算について変更が生じておりますので、説明をさせていただきます。

15款2項4目教育費国庫補助金の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費国庫補助金、小学校分です。児童生徒1人1台端末の前提となる小学校内の高速大容量の通信ネットワーク整備などに対する補助金になります。事業実績に基づき、国庫補助金の変更交付申請を行い、その承認を受けたため補正を行うものです。なお、補助率は2分の1です。

次に、公立学校情報通信ネットワーク施設整備費国庫補助金、中学校分になります。児童生徒1人1台端末の前提となる中学校内の高速大容量の通信ネットワーク整備などに対する補助金でございます。小学校と同じく、実績に基づき国庫補助金の変更交付申請を行い、その承認を受けたため、補正を行うものでございます。こちらも補助率は2分の1でございます。

次に、学校保健特別対策事業費国庫補助金です。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における学びの保障のための人的・物的体制整備の一環として、学校が感染症対策や学習保障などに必要な消耗品や備品の購入などを迅速かつ柔軟に行えるよう、その経費に対する支援を行うという国の緊急対策を踏まえ、6月定例会で追加提案により補正計上をしておりました。国が、この緊急対策の継続を決定し、令和2年度国家予算の補正により、この支援のための経費

を増額しております。このため、本市においても事業を行うこととし、令和2年度に歳入歳出予算を計上し、令和3年度へ繰り越すものでございます。詳しくは歳出予算のところ
で説明いたします。補助率は2分の1でございます。

次に、歳出予算の補正について説明いたします。20ページをお開きください。

10款1項2目事務局費の学校保健事業費の消耗品費です。この予算には就学時健診などに関する費用を計上しておりますが、本年度は新型コロナウイルス感染症対策のための経費も補正計上しております。今回は、この感染症対策物品などを購入するための消耗品費の執行見込残を減額するものでございます。

次に、通級指導教室事業費の会計年度任用職員の職員手当で、通級指導教室の指導員の会計年度任用職員をパートタイムで任用したことにより、地域手当を支給しないこととなり、執行残を減額するものです。

次に、担任サポート事業費の会計年度任用職員の報酬です。特別支援教育支援員について、募集人員数までの応募がなかったこと、退職者の補充ができていないことにより、執行見込残が生じたので減額するものでございます。

次に、特別支援教育事業費の会計年度任用職員の職員手当で、特別支援教育士の会計年度任用職員をパートタイムで任用したことにより、地域手当を支給しないこととなり、執行残を減額するものです。

次に、10款2項1目学校管理費の学校保健事業費の聴力検査器点検料です。聴力検査器であるオージメーターの点検料の執行残になります。

次に、学校保健事業費（学校保健特別対策事業・小学校分）の需用費、消耗品費です。歳入予算のところの説明しましたように、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における学びの保障のための国の緊急対策が継続されることとなり、国において、繰越を前提に令和2年度予算の増額が行われております。これを受け、補正により歳入歳出予算及び繰越明許費の追加を計上するものです。この繰越明許費の追加については、27ページの表の1段目、消耗品費として計上しております。

次に、21ページにお戻りください。同じ事業費の感染症対策備品で、計上の趣旨は消耗品費と同じでございます。繰越明許費については、27ページの表の2段目に計上しています。いずれも国庫補助金がございます、補助率は2分の1でございます。

補足でございますが、教育長がICTのことを触れられましたが、推進の一環としてこの予算について流用が必要ですが、これを使ってタブレットドリル、今は東京書籍の問題データベースを入れておりますけれども、タブレットドリルを導入しようということになっております。使用料になりますから消耗品費か備品費のどちらから流用しまして、タブレットドリルを全小中学校に全教科入れる方向で今準備をしております。

次に、10款2項2目教育振興費、特別支援学級運営費（事務局）の特別支援学級教材です。特別支援学級を新設するときの教材等の購入費になります。本年度、特別支援学級の新設はありましたが、現有の備品で賄うことができたため、執行残として減額するもの

でございます。

次に、22ページをお開きください。10款3項1目学校管理費、学校保健事業費の聴力検査器点検料です。聴力検査器であるオージーマーターの点検料の執行残になります。

次に、学校保健事業費（学校保健特別対策事業・中学校分）の消耗品費です。2項小学校費、1目学校管理費と同様に、国の緊急対策が継続されることとなり、国において、繰越を前提に令和2年度予算の増額が行われております。これを受け、補正により歳入歳出予算及び繰越明許費の追加を計上するものです。この繰越明許費の追加については、27ページの表の5段目に計上しています。

次に、22ページと同じ事業費の感染症対策備品で、計上の趣旨は消耗品費と同じでございます。繰越明許費については、27ページの表の6段目です。

次に、中学校管理費（事務局）の教育用ICT機器です。執行残の減額という補正予算計上の趣旨は同じですが、補正額の変更がございました。令和3年度の中学校の学級数が想定よりも増える見込みとなったため、電源付き保管庫を追加で購入する必要があり、その分減額補正の金額を減らしております。

次に、23ページを御覧ください。10款3項2目教育振興費、教育振興費（事務局）の中体連等大会出場補助金です。補助金交付の実績及び今後の交付見通しに基づき、執行見込残を減額するものです。

次に、特別支援学級運営費（事務局）です。特別支援学級を新設するときの教材等の購入費になります。本年度、特別支援学級の新設はありましたが、現有の備品で賄うことができたため、執行残として減額するものでございます。以上です。

○藤井教務課長

教務課分の歳出でございます。20ページをお開きください。

10款1項2目8節旅費の教育長旅費でございます。補正額が161,000円の補正減から163,000円の補正減に変更となった理由でございます。新型コロナウイルス感染防止を理由として総会や研究会等が中止になったことに伴い、教育長旅費を減額するものについて、再精査したことにより変更したものでございます。

次に23ページをお開きください。10款3項3目12節委託料の大規模改修工事設計監理業務繰越分でございます。説明時から475,000円補正額を増額している理由でございます。春日南中学校増築部確認申請業務について、国の令和2年度予算において当該工事に係る学校施設環境改善交付金が採択されることから、令和3年度から令和2年度に前倒しして計上し、令和3年度へ繰り越したことによるものでございます。

次に25ページ、10款5項4目12節委託料の小学校代替給食調理等業務でございます。1月の教育委員会には補正計上しておりませんでしたので、内容の説明をいたします。これは、大谷小学校の給食室改修に伴う代替給食の調理業務に係るものですが、当初夏休み明けから冬休み前までの期間、82日の実施を予定しておりましたが、学校行事の

変更や大雨による休校、調理場の不具合による給食中止により、実施日数が82日から8日に減ったことによるものでございます。

次に26ページ、10款5項4目12節委託料の中学校給食調理等業務でございます。これは、小学校給食の調理業務と同様に、中学校給食の調理業務について、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休校に伴い、契約金額を変更したため減額するものでございます。説明時から1,000円変更が生じておりますが、再精査した際の端数調整分でございます。

続きまして、繰越明許費に係る分でございます。27ページをお開きください。

教務課関連につきましては、4項目でございますが、1点目が小学校費の工事請負費の大規模改修（繰越分）でございます。2点目が中学校費の工事請負費の大規模改修（繰越分）でございます。3点目が学校給食費の工事請負費の大規模改修（繰越分）でございます。4点目が学校給食費の備品購入費の給食備品（繰越分）でございます。以上4点でございます。

財源内訳の変更理由でございます。1点目から3点目につきましては、大谷小学校と春日北小学校の大規模改修工事のうち、大谷小学校の老朽化とトイレの改修に係るもの、また、春日北小学校の給食室の改修に係るもの、また、春日南中学校の大規模改修工事のうち、老朽化とトイレの改修に係るものにつきまして、先ほど歳入のところで説明させていただきましたが、2月16日付けの文部科学省令和2年度学校施設環境改善交付金の内定通知により、内定額に当初算定しておりました交付金額に加算金が付されていたことから財源内訳の変更を行うものでございます。

4点目につきましては、来年度予定している春日北小学校の給食室改修について、国の令和2年度予算において学校施設環境改善交付金が採択されたことにより、当該事業に係る歳出予算を令和3年度から令和2年度に前倒しして計上し、令和3年度へ繰り越したことによるものでございます。教務課関連の説明は以上でございます。

○今福学校教育課長

説明を漏らしておりました。25ページをお開きください。

10款5項4目学校給食費、要保護・準要保護児童生徒援助費（学校給食費）の就学援助費（学校給食費）小学校と中学校です。補正予算計上の趣旨は同じですが、補正額の端数調整に誤りがあったため、補正額を1,000円変更しております。歳出補正予算の変更は以上でございます。

それから27ページを御覧ください。繰越明許費でございます。

学校教育課の該当する箇所は、細節欄の1段目と2段目、それから5段目と6段目でございます。いずれも新型コロナウイルス対策のための学校が購入する消耗品費、備品購入費について、国の緊急対策が継続されることになりましたので、歳入歳出予算と併せて繰越明許費を計上しているものでございます。先ほど歳出予算のところで説明したとおりで

ございます。

○扇教育長

ただいま報告のありました件について、何か質疑はございますか。

○安本委員

以前聞いたかもしれませんが、消耗品費について小学校も中学校も、家庭のインターネット整備に関して貸出用のモバイルルーターについてですが、貸出用のモバイルルーターは小学校中学校それぞれ何台ぐらいか台数は把握されていますか。

○今福学校教育課長

各校6台です。18校ですから108台です。

○安本委員

それを貸し出したということですか。

○今福学校教育課長

学校に配置をしています。

○安本委員

貸し出した実数というのは分かるのですか。

○今福学校教育課長

貸し出した実数はそんなに多くないです。今のところ数件でございます。

○安本委員

その数件は要保護とか準要保護とか家庭の状況はわかりますか。

○今福学校教育課長

貸出の条件はあくまで家庭にICTの環境がないということですので、その家庭の所得であるとか、そういったものは条件にしておりませんので、そこは把握をしておりません。

○安本委員

そういうことですか。では、向こうから申請があつて貸し出すだけということですね。

○今福学校教育課長

はい。昨年度は臨時休校が長期化する中で、各家庭がICTの環境を整えられていますので、当初の見込みより相当少なくなったものでございます。

○安本委員

春日市としては、インターネット環境が整備されている家庭は、小中学校とも多いということですね。

○今福学校教育課長

当初は15パーセントぐらいいるのではないかという見込みだったのですが、意外と少なくなっています。

○安本委員

例えば23ページの要保護・準要保護生徒援助費がありますが、受給者が見込みより少なくなったと書いてあるので、そのあたりと関連があるのかなと思いました。そういうのは全くリンク付けできないデータということですね。

○今福学校教育課長

就学援助費につきましては扶助費でございますので、予算に不足が生じてはいけないものになります。したがって、見込みは最大限で見込んで、例年執行残が出て減額というのが扶助費が元々持っている性格でございます。

○安本委員

何か手厚い保護ができるのかなと思ひまして、情報のリンクで、子どもの就学に関して、例えばモバイルルーターを貸し出してくださいというのは、生活が困窮している家庭なのかと思ひまして、そうしたら就学援助などで援助できたりという情報のリンクがこの表から読み取れるかと思ったので質問しました。

○扇教育長

確かに、最初は15パーセント程度だろうという形で積算をしておりましたが、実際にそれを使う状況になった時には、学校が実際にしようとした時は各家庭でかなり配備されていました。学級閉鎖や学年閉鎖になった時に貸し出したのが何件かありました。

○安本委員

そうすると、例えば去年の夏のコロナが始まった頃に言ったと思いますが、夏休みの間とかに子どもたちに出校させるのではなくて、ある一定の環境が整っていると、家でそう

いうICTを使った訓練をさせることができるということですよね。

つまり、防災とか避難訓練とか学校でやっていますけれども、その一環としてこういうコロナとかの緊急事態が起きた時に家庭での学習を年に2日ぐらいやって、子どもたちを家で訓練させると、防災訓練の一環として入れておけば、何か緊急事態になった時に、自宅待機で例えば学校から配信するとかそういった対応が、大雨が降った時に休校にせず家庭で授業ができるということですよね。

○扇教育長

その可能性は高いですね。

○谷委員

ただ、コロナ禍中にZoomで朝の朝礼を小学校などはしていたと思いますが、あれは単純に学校から発信するZoomの映像を見るのに、携帯電話で見ている家庭もいっぱいあると思います。

先ほどタブレットドリルを導入しますということでしたが、小学校は児童に全部行き渡っていますが、それとはちょっと違う話ではないかなと思います。

ほとんどの家庭は、携帯で先生おはようございますとやっていたと思います。

○神田教育部長

借りる、借りないは、家庭の意思だったと思います。例えば、今のICT環境の上で、個別に学級閉鎖になった場合、その短期間は保護者の携帯などで凌いでいたけれども、この前のように政府の一定期間の長期間の休校が起これば、毎日定期的にオンライン授業があるとなった場合には、Wi-Fi環境が整っていないから、携帯回線ではなくてタブレットを借りてくると。そうなった時には委員がおっしゃったように、Wi-Fi環境が整っていない家庭は、学校からタブレットを持って帰った際には、ルーターも借りることとなると考えます。そういった部分は考慮しておかなければいけないと私達も思っております。

○安本委員

家庭の環境をアンケートか何かで調査をしておいた方がいいということですよね。それを把握しておかないと、去年みたいな感じで緊急事態の対応ができなくなるということですよね。1回経験しているので、家庭のWi-Fiのルーターとかタブレットが使える環境というのをやはり把握しておかないと、去年のごたごたを繰り返してしまいます。

そういう意味で、次回起きる緊急事態の時に1週間授業が止まるのではなくて、1週間授業ができる体制を防災対策として作っておかないといけない。それはやっておくべきだと思います。

○扇教育長

そこはまた検討していきましょう。

○今福学校教育課長

1回調査をしていますけれども、時間が経っていて状況が変わっていると思いますので、また改めて定期的に調査をしていきたいと思います。

それから1点訂正がございます。ルーターの数を先ほど各校6台と申しあげましたけれども、それは通信契約を付しているものの数で、購入台数としては500台以上購入をしております。使わない時に通信契約を付すともったいないですので、一定の台数だけ通信契約を付しておいて、何かあった時には特定の学校に集約して貸し出したりすることができるよう、常時通信契約を付しているものとして各校6台の配置をしております。

○扇教育長

他にございますか。

○染原委員

21ページが一番下の備品購入費の特別支援学級教材のところですが、現有の備品で対応可であったため、執行残を減額するとありますが、その備品の中に例えばディスレクシアの子どもについての合理的配慮で読み上げソフトであるとか、デジタル教科書とかそういったものの準備がどのぐらいできているのか教えていただけるとありがたいです。

実は、テストの問題文が読めないのでもいつも0点しか取れないという子のお母さんからの訴えもあったので、学校でそれは合理的配慮で読み上げとかできますと言ったのですが、どうも学校自体にそういう意識が少し薄いような感じで、みんな一律に平等にしなければいけないという名前の下で、その子はいつもそういう点数しか取れていない。

でも、今からは大学入試でもそういうことを配慮していく時代ですということをお話したのですが、やはり現場の中にはそういうことが浸透していったいないので、その教材自体がどういうものを入れてもらっているのか。ここで教えていただけるとありがたいと思っています。

ディスレクシア、読み書き障害、特に読み障害のお子さんについての教材などがありましたら教えてください。

○今福学校教育課長

現状では、把握できていないです。

○神田教育部長

予算の費目はそういうものではないのでしょうか。

○今福学校教育課長

デジタル教科書は消耗品費になります。

○染原委員

消耗品ですか。それはもう学校には一応入っているのですね。特に中学校。

○今福学校教育課長

学校の方では、今回この予算ではなくて、コロナの予算を使って、デジタル教科書を買っている学校はたくさんあります。特に理科、次に社会。理科と社会が多かったです。算数も一部。

○染原委員

国語は入っていないのですか。

○今福学校教育課長

国語は見なかったですね。

○神田教育部長

特別支援教育として、一人ひとり違うところの合理的配慮として、計算は電卓でさせている場合、学校の予算でタブレットを購入し使用させているなど取り組んでいます。委員の目から見ると十分に対応ができていない学校があるのではないかと御意見として受け止めさせていただきます。また、教育委員会としても特別支援教育コーディネーター研修や、子ども発達支援室もできますので、そういうところで状況を見ながら支援ができればと思います。何より学校の方でそのような認識を持って取り組んでいただかなければいけないと思いますので、教育委員会の方もしっかりと留意していきたいと思います。ありがとうございます。

○染原委員

そういう教材が欲しい時は、遠慮なく予算に上げていただきたいと思います。

○神田教育部長

学校配当予算の中でできるものとそうでないものがありますから。

○扇教育長

全ての学校の特別支援学級の今もっている教材等を一度きちんと調査をして、どういっ

たものがどのぐらいあるのか、把握する必要があります。

来年早々進めていきたいと思います。

○染原委員

今後に期待したいと思います。

事務局報告 イ 春日市議会（3月議会）における一般質問について

○扇教育長

春日市議会、3月議会における一般質問について、事務局から報告をお願いします。

○藤井教務課長

春日市議会、3月議会における一般質問についてでございます。28ページの一般質問（教育委員会関連）項目一覧表（令和3年第1回定例会）を御覧ください。

3月定例議会におきまして、4人の議員から4項目の質問をお受けしております。質問及び回答の内容につきましては、29ページから33ページまでに記載しております。

事務局報告 ウ 各種審議会等の実施報告について

○扇教育長

各種審議会等の実施報告について、事務局から報告をお願いします。

○三丸地域教育課長

34ページに社会教育委員の会議を載せております。内容につきましてはこちらに記載しているとおりです。

今期中に提言をされる予定ですので、こちらの協議が主なものとなっております。

○市場地域教育課主幹

35ページに第3回春日市図書館協議会を記載しております。内容についてはこちらのとおりですけれども、令和2年度に導入しました電子図書館の在り方について、選書基準の検討も含めて御意見をいただきました。以上です。

事務局報告 春日市教育大綱、春日市教育振興基本計画について

○扇教育長

その他に何か報告はございませんか。

○藤井教務課長

その他の報告を一つさせていただきます。お手元に、春日市教育大綱と春日市教育振興基本計画をそれぞれお配りしておりますが、これについて報告させていただきます。

まず、春日市教育大綱につきましては、令和2年10月23日開催の総合教育会議において、市長と協議を行っておりましたが、文言を第6次春日市総合計画から引用している関係で、総合計画が確定してから教育大綱も確定させることとなっております。

3月に入りまして、総合計画が確定しましたことから、教育大綱についても、市長が正式に定めたものでございます。記載内容につきましては、特に変更となった箇所はございませんでした。

同様に、春日市教育振興基本計画につきましては、令和3年1月22日開催の定例教育委員会議で御議決いただいておりますが、文言を第6次春日市総合計画、春日市教育大綱からそれぞれ引用している関係で、総合計画及び教育大綱が確定してから、教育振興基本計画も文言調整を行うこととなっております。

これも、3月に入りまして、総合計画及び教育大綱が確定しましたことから、引用箇所について、文言の調整を行ったところでございます。

また、その他の変更箇所といたしましては、教育振興基本計画の3ページに、「5 計画の進行管理」を追加しております。これは、地方自治体の教育政策におけるPDCAサイクルの構築の推進について、国の方から求められておりますことから、春日市教育委員会で実施しているPDCAサイクルについて明記したものでございます。

報告は、以上でございます。

(4) 主要行事報告

○扇教育長

主要行事報告について、事務局から報告がありましたらお願いします。

○高田文化財課長

文化財課でございます。本日お配りしております資料を御覧ください。

エデュケーションかすがでも3年度事業としまして御説明をしておりました奴国の丘歴史資料館で初めてとなります名誉館長として、3月22日に教育長から武末純一福岡大学名誉教授に依頼書が交付されましたので御報告をいたします。

依頼の期間は、就任日である3月22日から11月30日です。これは、武末名誉館長の文化財専門委員の任期に合わせております。専門委員に改めて任命されました後に、再度専門委員の任期である2年間で名誉館長として依頼する予定としております。

就任式の当日の概要、武末名誉館長の経歴は記載のとおりでございます。

また、依頼書交付式におきまして、武末名誉館長からコメントとして記載のとおり、埋蔵文化財を倉庫で厳重に保管・管理するのは閉鎖的である。市民の皆様にも直に触れ、体験を共有していく取組が必要との厳しい御意見をいただいております。

次年度はこの御指摘を踏まえて、当課が実施する様々な場面におきまして市民参画、体験活動を取り入れていきたいと考えております。

なお、名誉館長就任に当たり、資料の裏面にありますとおり文化財保存活用の志を武末名誉館長と文化財課の方で作成をいたしました。この志の下、市民との協働の取組を推進しまして、文化財をまちづくりに活かしてまいります。

次に、名誉館長の活動として、御自身は早速、奴国について世界遺産級の価値があるということで、福岡県の世界遺産室など各方面に挨拶まわりをお考えでございます。その他としては、資料館で5月に開催します市の指定化記念展、2月に市の指定を教育委員会議で御議決いただきましたけれども、その指定展でのマスコミを対象とした内覧会におきましては、名誉館長自らが御説明をされるということでございます。

また、5月以降は毎月1回程度、本市の文化財技師に対します研修と講話の実施、9月には市民向けの名誉館長講演会を開催する予定となっております。

文化財課の報告は以上です。

【第5 調整事項】

(1) 4月定例教育委員会議の日程について

令和3年4月16日（金） 午前9時 決定

(2) 5月定例教育委員会議の日程について

令和3年5月14日（金） 午前9時 予定

【非公開議案の審議】

第33号議案、社会教育委員の解嘱について

- ・会議は非公開
- ・審議の結果、第33号議案は、全員賛成により可決

午前10時23分 閉会